

発行所(郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集 中嶋 博
 責任者
 印刷所 関東図書株式会社
 定価200円(年間購読料参千円)
 1988年5月25日発行
 第20巻 第5号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.20 No.5

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No.781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.

セミナー “スウェーデン・モデルと エルランデル＝パルメ時代”

Seminar on the Swedish Model and
 Erlander - Palme Era

当研究所は4月14日、霞ヶ関ビル東海クラブ朝日の間において、スウェーデン大使館との共催により、また社会保障研究所と松前国際友好財団の後援を得てセミナーを開いた。

テーマは“スウェーデン・モデルとエルランデル＝パルメの時代——スウェーデン福祉社会の現状と見通し——”で、メイン・スピーカーはストックホルム大学教授で政治学専攻のウーロフ・ルイン(Prof. Olof Ruin)であった。

会は西村光夫当研究所理事長およびネーストリーム報道官(Mrs. Anita Näsström)の挨拶を受け、コーディネーター兼パネリストの毎日新聞編集委員原剛氏の趣旨説明と導入により始められた。ルイン教授のスピーチの後、パネリストの明治大学岡野加穂留教授の質問、さらに最後に東京大学戸原四郎教授の質問もあり、それらに対し、丁寧に答えられると共に、国際関係その他に関しては、同行の仲間の専門家にまかすという方法をとられたが、スピーチは極めて明快であり、100名を越える参会者に感銘を与える示唆に富むものであったので、以下にその要点を紹介してみたい。

さて教授によればスウェーデン・モデルは3つの性格を有する。すなわち①社会保障制度、②労使の協調、③意志決定のスタイル—合意と参加—。もちろん②のように一部、1970年代にオイル・ショックの影響を受けて悪化し、造船、鉄鋼、森林業でひどかったが、クローネの切下げ、および最近では先端技術をもって切抜け良好となっている。

まず第一の社会保障制度では、1930年代40年代50年代でそれは加速度を増し、無償で児童、病人、失業者、老人への社会サービスを徹底してきた。

ターゲ・エルランデルは“強靱な社会”を標榜し、公共部門を70%に拡大したが、産業を国営化しようと思ったのではなく、当時も80-90%は民間の手にあった。今日サービスの質の悪化が指摘され、非社会主義政党は一部の民営化を主張しているが、彼らでも児童手当が両親の収入の如何にかかわらず給付されていること等に反対はしていない。

第二の労使の協調については、合理性と効率性が労働組合によっても受け入れられていることを指摘したい。もちろん1980年代に大企業と社民党の間に労働者基金をめぐる緊張関係が生じた。しかしなおかつ大企業と社民党の関係は良好であるといえよう。

第三の意志決定のスタイル—合意と参加—、また革新的な“先取り政策”また当事者間の妥協ということは、エルランデル＝パルメ時代の特色であり、今日も引継がれている。

しかしこのスウェーデン・モデルの3つのものは20年前がピークであり、まさに“黄金時代”であった。そのモデルを検討することにより明るい未来は開けると確信するとされた。

目次

セミナー “スウェーデン・モデルと エルランデル＝パルメ時代”	1
1988/89年度予算案について(下)	2
……………松下正三	2
SIPニュース	5

1988/89年度予算案について (下)

Statsverksproposition 1988/89 (2)

- 「第三の道」を継続
- 国際収支に陰り
- 引続き予算の赤字減少
- 引き締め政策

元スウェーデン日本大使館参事官 松下正三

Former Councillor to Japanese Embassy in Sweden. Shozo Matsushita

(前号につづく)

V 各省予算の特徴

社会省

95421 (+4159) 百万Kr

高齢者と身障者のケアならびに aids 対策に特別の配慮がなされる。特に、高齢者にはケアの場所ならびに方法・態様を希望に応じて選択する可能性を与える。

88年1月1日より年金基準額を1400Kr増額し、25800Krとする。1月1日付各種国民年金額を例示する。(年額)

年	金	金額 Kr
老令年金—独身(低額または零の付加年金の場合)		37152 (+2160)
〃 〃 —夫婦(〃 〃)		65274 (+3795)
若年年金—独身(〃 〃)		49536 (+2880)
老令年金—独身(平均的付加年金の場合)		63468 (+3690)
老令年金—独身(最高の付加年金の場合)		125388 (+7290)
寡婦年金		37152 (+2160)
妻加算		28122 (+1635)
児童年金(最低の場合)		6708 (+390)
障害者手当		
(障害度) 65%		16770 (+975)
(〃) 50%		12900 (+750)
(〃) 35%		8772 (+510)
児童加算		6708 (+390)
ケア手当		49536 (+2880)

児童手当では人口政策が十分加味され、子供の数が増えるにつれて手当では幾可級数的に増額される。

年間支給額(Kr)

子供の数	1976	1982	1988
1	1800	3000	5820
2	3600	6000	11640
3	5400	9750	20370
4	7200	14250	35502
5	9000	18750	50634

国防省 29764 (+3386) 百万Kr

「1987—1992国防5ヶ年計画」の決議に基づき、空軍の強化を最優先する—— Viggen の後続機種 JAS-37 Gripen —— の開発を鋭意続ける。但し、最初のシリーズのデリバリーは予定より約6ヶ月おくれる見通しである。

(ソ連による度重なる領海侵犯等に鑑み) U-ボートの数を増やす。

前記国防決議を全面的に実施する前提条件の変化(緊張緩和?)に応じ、陸・海軍(特に陸軍)

の予備役の訓練の実施を部分的に削減し、同時に一部装備の購入を延期する。また、石油および一部物資の備蓄を削減する。

外務省 12148 (+517) 百万Kr

予算の大部分 10179百万Krが対外援助に向けられる。これにより、今回もGNI(国民総収入)1%を達成した。国連決議に基づくGNI 0.7%を超えて対外援助を行っているのは北欧3国(瑞・丁・諾)とオランダの4ヶ国だけである。いづれも比較的余裕に乏しい国である事実注目すべきである。

外交政策の基本理念

前回述べたように、「戦時中立」がスウェーデンの外交政策の伝統的な基本理念である。そこから「平時非同盟」の構想が生れる。スウェーデンがECに加盟しないのもECは最終的には政治同盟を指向しているものと見做されるからである。

(但し、ECとの間に工業製品についての非関税協定が締結されている。)

上記基本理念を実現するために、徴兵制を基盤とする武装中立の路線が貫ぬかれている。スウ

エーデンがZ戦闘機（現在の主力 Viggen 機及びそれに続く JAS 機）その他の超高性能武器を自力で開発しているのはこの中立性を維持するためである。

何故「武装中立」でなければならないのか？非武装中立では何故いけないのか？これに対し、外交当局は次のとおり明確な回答を与えている。

「われわれにとって中立とは、スウェーデンの中立の意志と能力を周囲の国々をして信用させることである。中立の意志だけでは中立は護れない。中立の能力がそれに伴わなければ、非常の場合、一方の超大国の脅迫に屈服せざるをえなくなるであろうとの危惧を他方の超大国に与えるであろうからである。（よって超大国は事前にスウェーデンを攻略することを考える。）」

具体的には、基本的人権、国際法の尊重ならびに軍備管理の面で伝統的に鋭意国連中心外交を展開し、また、20年も前から対外援助 GNI 1% の枠を果たしている。斯る外交政策のあり方は、東西両陣営から極めて高い評価を受けている。「積極的な中立政策」とはスウェーデンが自らの外交政策に付した名称である。

軍備管理の面では、今次会計年度においても前回に引続き、核実験停止の有無を地震学的にコントロールするための研究に特別の予算が配分されている。

最近の外交上の成果 数十年来ソ連との間で難航していた南部バルト海における経済水域の線引き問題は、最近スウェーデン側の要求が容れられて決着した。スウェーデン領 Gotland 島とソ連領バルト沿岸との中間線とすべしとのスウェーデンの主張に対し、ソ連はあくまでも、スウェーデン・プロパーの海岸との中間線を主張して譲らなかったのである。この決着により、南部バルト海の3/4以上がスウェーデンの経済水域となる。（註ルイスコフ首相の訪瑞とともにソ連の平和攻勢の一環であると思われる。）

2 国間援助でスウェーデンから今年度 1 億 Kr 以上の援助をうける国は次の 11ヶ国である。

単位百万 Kr、括弧内は前年度の援助額。

タンザニア	2 5 0 (510)
ジンバブエ	1 6 0 (150)
インド	3 8 0 (380)
アンゴラ	1 5 0 (140)
モキャンビク	3 5 5 (325)
エティオピア	1 4 5 (145)

ヴェトナム	3 0 0 (300)
ケニア	1 4 0 (140)
ザンビア	2 4 0 (230)
バングラデシュ	1 3 5 (135)
ニカラグア	1 9 0 (160)

対外援助において近年特に重視されていることは、援助が相手国の貧民に直接潤いをもたらすことである。「相手国の国民・民族運動に対する支持を通じて社会の民主主義的發展に寄与することも重要である。最終的には、対外援助の目的は、相手国の物的・人的資源の増加・育成、経済・社会における均衡化、経済的・政治的独立ならびに民主主義的發展である。」

教育省 47200 (+4031) 百万 Kr

本年度予算の特徴については冒頭述べたが、ご参考までに諸々の文化活動に対する助成予算 2484 百万 Kr の主な配分%次のとおり：

演劇・ダンス・音楽	3 7 %
新聞・週刊誌 等	2 3 %
文化財保護・博物館・ 美術館・展示会等	2 2 %
文学・図書館	6 %
映画	3 %

住宅省 18697 (+2934) 百万 Kr

住宅に対する助成の主なものは、利子補給、住宅手当、減税である。これらのうち利子補給が最も多く、住宅予算総額の 80 数パーセント (15800 百万 Kr) を占めている。住宅手当は国とコムューンが半分づつ負担している。住宅助成の大きな目標は、すべての子供が個室をもつことである。

住宅手当は、子供の多い家族を対象に一ヶ月最高次の額が支給される。(単位=Kr)

子供の数	1987	1988	1989
1	1285	1400	1505
2	1550	1785	1950
3	2235	2275	2518
4	2500	2401 ^①	2482 ^②
5	3185	2683 ^③	2374 ^④

- ① 別途 290 増額
- ② 〃 435 〃
- ③ 〃 580 〃
- ④ 〃 1115 〃

農業省 5757 (-434) 百万 Kr

予算が歳出の僅か 1.7% にすぎない事実は注目

に値する。予算の半分強は農産物価格の調整に当てられ、例えば、大量の過剰穀物を輸出する農家の欠損（国際価格が国内価格よりも遙かに低いため）、を補填するため1986年460百万Kr、1987年350百万Krが助成金として支給された。

主要食品の国内販売価格を低く抑えるため、長い間農家に対し補助金が支給されていたが、現在残っているのは牛乳に対してだけである。価格支持減額に対応して、社会省から社会保障的な補助金が支払われている。

他の主な支出項目は：（単位百万Kr）

研究開発 904 合理化 474

林業 602 等であるが、特に注目に値するものは北スウェーデン（寒冷地）の農業に対する特別の保護政策、ならびに、2年前のTjernobyl 原発事故以来引続き行われている広範囲にわたる厳密な食品検査である。

総じて、農家収入の $\frac{3}{4}$ は食肉及び酪農製品で穀物収入は $\frac{1}{4}$ にすぎない。

1985年の農家数は10万9000、就農人員は約20万人で、就業人口の約4%である（1965年約8%）。このうち約半数が副業農家である。

労働市場省 23851（+2601）百万Kr

平均失業率が常に10%前後のOECD諸国の中で、スウェーデンの失業率は顕著に少ない（2～3.5%）。これは、一つには社会保障制度が社会の隅々にまで浸透しているからである。その端的な現われが地方公務員の構成である。例えば、大ストックホルム（人口約130万人）の職員4万数千人のうち半分強が社会保障関係のスタッフである。

（1200万余の人口を擁する東京の都庁職員9万余と比較すれば相対的な職員数の大きな違いがわかる）。この事実、同時に、スウェーデン当局も指摘しているように、社会保障要員の膨大な数が、失業増加に対する大きな防壁になっていることを示している。（因みに、スウェーデンの公的セクターの職員は150万人を数える。これは全雇用人口の $\frac{1}{3}$ に相当する。）他に、職業訓練、職業紹介等の措置がとられていることは言うまでもない。

斯く伝統的に失業の少いスウェーデンでも現在は特に失業率が低い（1.9%）と説明されている。女子の就業率は、既に男子の就業率とほぼ同列である——男子95%、女子90%（24～54才）。

当面の重要問題は難民・移民の大巾増加と身心障害者対策である。

国連難民高等弁務官を通じてのスウェーデンの

年間難民受入れ割当ては1,250人であるが、実際はその20倍近い難民を受け入れている——1987年は約20,000人。近年の難民・移民を含む移入超過数（移入数から移出数を引いた数）は次のとおり。

年次	移入超過数	北欧からの増減
1984	11400	-1600
1985	13900	-800
1986	18600	200
1987	26400	1000

これはまさにスウェーデンヒューマニズムの寛大さを示すものである。（因みに、世界の難民は1,500万を数え、大部分はアジアの難民である。アフガニスタンからは、パキスタンに約300万、イランに約200万の難民が入っている。）北欧からの増減は相手国の景気と深い係わりがある。難民・移民とスウェーデン人との人間関係改善のため情報ならびに与論形成のための活動が続けられている。

身心障害者対策の主なものは、仕事に必要な機械・器具購入、雇用主（1987年約42,000人雇用され、そのうち福祉団体36%、私企業28%、コミュニティなど公的機関36%）に対する給与助成、生活費補助、職業的リハビリテーションなどで、約78億Krが予算化されている。

工業省 4207（-874）百万Kr

失業率の低下（1.9%）によって示されるように、スウェーデンの産業は全体として高い利益率によって支えられている。これは、1982年以来採用されている所謂「第三の道」の政策の成果である。具体的には、経済の活性化ための高いレベルの投資活動とドラステックな構造改革によるものである。

（単位＝億Kr）

年次	投資額	G N P 国民総生産
1982	1176	6226
1983	1315	7045
1984	1449	7872
1985	1648	8625
1986	1700	9337

いづれの年次においても投資額はG N Pの18%前後の極めて高いレベルに達している。（1987及び1988年の見通しはIIの需給バランス参照）

構造改革の例—1970年代の中頃3万人の従業員を抱えていた造船工業は、80年代の前半までに殆んど全面的に解体した。同じ期間に、鉄工業、鋁

業及びせん維産業もドラスティックにその規模を縮小した。

産業の国際化も着々と進められてきている。現在、スウェーデンの17の大コンチェルン（多国籍企業）は、国内で26万人（全国工業労働者の約 $\frac{1}{3}$ ）、海外で28万人の従業員を抱えている。

地域社会への配慮——前年度に引続き予算の $\frac{1}{3}$ が地域社会（特に、北部と南東部）の活性化に向けられる。これは、日本の場合と同様、近年にお

けるハイテク産業とサービス部門の急激な発展が、首都圏ならびに他の大都市に集中された結果、地域格差が増々拡大しつつあるからである。指定地域への企業の誘致、既存企業への助成ならびに能力開発及び *infrastruktur* の増設・改善が主な使途である。これは、1982年以来とられて来た政策で、これにより約18,000人の雇用増の効果があつたと推定されている。

（以下省略）

〈SIP ニュース〉

支持政党調査——社民、非社民両陣営の勢力拮抗

9月に総選挙が行われる1988年度に入って初のシーフオ（Sifo）の支持政党調査の結果が出た。それによると、我国の与党である社民党の支持率は44.2%であった。なお、これは昨年12月の調査値に比して1.7%高い数字であるが、前回の総選挙時（1985年9月）の支持率（44.7%）には及ばなかった。

非社民三党——自由党、穏健党、中央党——の支持率の総計は、12月の47.1%、前回総選挙時の47.9%を下回り、46.7%であった。因みに、各党の1月の支持率は次の通り。自由党——18.6%、穏健党——17.0%、中央党——9.9%、キリスト民主党——1.2%

共産党の1月の支持率は3.7%で、12月の支持率（3.6%）をやや上回ったが、1985年の総選挙時（5.4%）に比して、かなりの下降を喫した。1985年度総選挙では国会の議席獲得のためのボーダーライン（4%）に遠く及ばなかった環境党の支持率が、1987年度に著しい伸長を示し、昨年11月、12月の調査では6%を突破した。ただし、本年1月の調査では4.9%にまで再下降した。

政府の政策声明：スウェーデンの対外政策の要は安全保障と結束

3月16日に、国会で政府の対策声明が発表されたが、その際に、外相ステン・アンデション（Sten Andersson）が行なった演説骨子次のとおり。

「スウェーデンの対外政策の窮極の目標は、確固として一貫した中立政策を追求し、欧州の協力の拡張、国際的緊張緩和と軍縮、紛争の平和的解決、国際法の重視のために働くことにより、我国の安全保障と独立を擁護することである。ただし、安全保障は、結束——とりわけ、経済及び社会的発展のために闘っている貧しい人々や人権侵害の犠牲者達との——と切り離すことはできない。

対外政策における国内の協調はとりわけ重要であり、1月のソ連とのバルト海の境界決定に関する協定合意の裏にもスウェーデン国民の合意が存在した。因みに、同協定は4月18日に、二つの特別協定文書がモクスワで調印されることで発効となり、両国間の安定性を促進すると共に経済的便宜を提供することとなる。

さて、欧州の人々の間には強い近親関係が存在するが、スウェーデンは中立政策と矛盾しない程度に西欧の協調に参加することをその窮極の目標とするものである。我国はEFTAを通じて、また北欧諸国との密接な協力関係の下で、この目標をめざして努力する意志がある。『この作業において、われわれはいかなる一方的な利益をも追求しない。また、全ての交渉は利益と不利益の均衡を意味するものであることをわれわれは熟知している。』

世界状況に目を転ずると、——アンデション氏は最近、中東でのイスラエル、パレスチナ、ヨルダン、シリアの要人との会談を終えて帰国したばかり——イスラエルによって占有されている地域での事件が目立つ。スウェーデンはイスラエルの安全保障と承認への要求とパレスチナの民族自決への要求の相方を心より支持するものであるが、イスラエルの政策とやり方については絶対に容認できない。イスラエルもPLOもお互いの交渉が必要であるという事実を受け入れるべきである。

また、南アフリカの政策は国際平和と安全保障にとっての脅威であり、スウェーデンは他の北欧諸国と共に、ひき続き、安全保障理事会の強制的制裁措置に関する決定のために作業を進めるつもりである。

因みに、制裁措置という最も効果的な手段を有しながらそれを行使しない幾つかの国があるのは残念であり、それらが南アの現状に責任を負っている。

ソ連のアフガニスタン侵攻については、それが目下終結に向かいつつあることをスウェーデン政府は希望しており、我国としては何百万ものアフガン難民の本国帰還を援助する用意がある。

スウェーデンは、ひき続き、開発援助費としてGNPの1%をあてることを目標とすると共に、最貧発展途上国への援助に力を入れてゆくつもりである。また、本年、供与を受ける側の天然資源の維持できる範囲内での利用並びに環境保護を国際開発援助の新目標にすることが提言された。

あらゆる種類の放射線の防護に関する政策の新法案

此の程、議会委員会の提案を含む報告書に基づいて案出された放射線防護に関する新法案を政府が提出したが、それによると、人間、動物、環境は、危険な放射線の影響から守られねばならないという。なお、既存法規の基本原則——すなわち、特別な政府機関が放射線を扱うあらゆる手順を監督し、その種の業務を行おうとする事業家はあらかじめ同機関の許可を得なければならない——は、新法案中にも残されている。

法律の目的上、放射線ということばはガンマー線、X線もしくは粒子線といった電離放射線や赤外線、紫外線、超音波といった非電離放射線の相方を含むよう解される。建築物からのラドンの放出といった自然の放射線も、将来見つけられる可能性のある新発見物と共に「その他」の条項で扱われている。

新法の下では、政府もしくは委任機関は作業手順や装置及び物質のラベリングに関する法規を出す権限を与えられる。また、放射線を扱う人々の責任は放射性廃棄物を満足のゆく方法で処理し、貯蔵することを保証することを含むように拡張される。

許可申請の義務を現行法規の範囲を越えるように拡張することを新法案は提案しているが、非電離放射線の場合の許可は、今後とも特定のあらかじめ方向づけられたケースでのみ必要とされ。新法の適用には制限がほとんどなく、政府には折々その適用を免除する権限が与えられる。また、新法には融通性があるので、特殊な状況にも規則を適合させることが可能である。

安全な手順のための主要な責任は、現在、この分野における従業員を教育し、かれらの能力に関して得心する付加的義務を負わされている企業家がひき続き負うこととなる。従って現行の義務的な放射線防護官は余分な存在となる。承認されれば1988年度7月1日付で実効となる新法の下では、公的な監督もまたより効率的な方法に改善されることとなる。

スウェーデンの工業関係企業の60%がマイクロエレクトロニクスを利用

工業省の調査によると、スウェーデンの工業関係の企業の60%以上がその製造過程においてマイクロエレクトロニクスを利用しているが、コンピュータ化や製造過程並びに製品へのマイクロエレクトロニクス利用の増加にはまだかなりの余地があるという。

調査対象となった1,250社強の企業のうちの57%が製造過程でマイクロエレクトロニクスを利用しており、また、13%がその製品にそれを組み込んでいた。因みに、60%以上の企業が管理目的でコンピュータを使用していた。

予想されたことだが、大会社の方が小さい会社よりマイクロエレクトロニクスの利用度が大きく、また、地域的な差も存在した。なお、製造過程において最も一般的な形態(70%)は、個々の機械もしくはプロセスの一部のコントロールであった。また、20%以上のケースが、機械もしくは全過程をマイクロエレクトロニクス制御していた。多くの会社で、マイクロエレクトロニクスを、資材処理、テスト、品質確認、設計及び生産フローコントロールに利用していた。

調査対象となった企業の大多数は、マイクロエレクトロニクスの利点を大なり、もしくは予想以上に大であると解答した。熟練スタッフの不足が技術の利用増大にとっての主要な障害である。

工業省レポートはまた、1986年度現在のマイクロエレクトロニクスの使用に関しての英国、フランス、西独と我国のケースとの比較を呈示している。'86年当時、スウェーデンは、製品及び製造過程への使用に関する限り英国とフランスを陵駕していた。西独については、製品への利用に関しては我国をしのいでいたが、製造過程への利用では遅れをとっていたことが判明した。